

上尾市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和5年8月15日

上尾市監査委員	大	山	一	夫
上尾市監査委員	鈴	木		彬
上尾市監査委員	代	田	龍	乗

上 尾 市 長 畠 山 稔 様  
上尾市議会議長 星 野 良 行 様

上尾市監査委員 大 山 一 夫  
上尾市監査委員 鈴 木 彬  
上尾市監査委員 代 田 龍 乗

令和 5 年度財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書について（提出）  
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき監査を執行したので、同条  
第 9 項の規定により、監査結果に関する報告書を次のとおり提出します。

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者）結果報告書

1 準拠基準

上尾市監査基準

2 監査の種類

財政援助団体等監査

3 監査対象

（1）指定管理者 社会福祉法人彩光会  
[対象施設] 上尾市立養護老人ホーム恵和園

（2）所管部局 健康福祉部高齢介護課

4 監査期間

令和 5 年 5 月 19 日（金）から令和 5 年 6 月 30 日（金）まで

5 監査の範囲

公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況

令和 4 年度公の施設の指定管理料

養護老人ホーム恵和園管理運営委託料 111, 229, 427 円

6 監査の実施内容及び着眼点

次のような着眼点を重点に、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係書類を試査照合する  
とともに、指定管理者及び所管部局の職員から説明を聴取し監査を実施した。

## (1) 着眼点

### ○社会福祉法人彩光会（指定管理者関係）

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- エ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- オ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整理及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- カ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は、整備されているか。また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか。

### ○上尾市健康福祉部高齢介護課（所管部局関係）

- ア 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ウ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- エ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。
- オ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- カ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

## (2) 監査書類等

- ア 事業計画書及び事業報告書（令和4年度）
- イ 協定書（基本協定書、年度協定書）
- ウ 総勘定元帳
- エ 現金出納帳、預金出納帳
- オ 証票（領収書、請求書等）
- カ 職員の給与・旅費等に関する書類
- キ 備品台帳
- ク 利用者アンケート等に関する書類
- ケ 施設管理業務に関する書類
- コ その他

## 7 指定管理の状況

### (1) 指定管理者の概要

- ア 受託者 社会福祉法人彩光会
- イ 所在地 上尾市大字上野567番地
- ウ 事業の目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として社会福祉事業を行う。

(2) 指定管理の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 指定管理業務の範囲

- ア 養護老人ホーム及びデイサービスの運営に関する業務
- イ 各種報告等に関する業務
- ウ 施設の運営及び管理物件の維持管理に関する業務
- エ 事業の実施に関する業務
- オ 利用許可及び利用料金の収受に関する業務
- カ その他市長が必要と認める管理業務に関すること

(4) 対象施設の概要

ア 設置目的

老人福祉法に基づき、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う。

イ 施設の概要

所在地	上尾市大字領家371-1
面積	敷地面積 7098.38㎡
	建築面積 1859.80㎡
	延床面積 2865.59㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
開所日	昭和46年5月(平成8年11月建て替え竣工)
	平成9年6月(デイサービスセンターの設置)
主な施設	養護老人ホーム 定員55名(洋室21室、和室34室)
	デイサービスセンター 定員25名
	食堂、浴室、日常動作訓練室など
実施時間	午前8時30分～午後5時00分(デイサービスセンター)
休業日	日曜日、12月31日～翌年の1月3日(デイサービスセンター)

ウ 人員体制

正規職員13名、嘱託常勤2名、パート9名

8 監査の結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に行われているものと認められた。軽易な事項については、監査実施の際、関係職員に改善等の指導を行った。

また、恵和園は老人福祉法に基づき運営されている施設であるが、入所者及び利用者は定員に

満たない状況が続いている。引き続き利用率の向上を図るとともに、光熱水費や食料費等想定外の高騰に対しては、所管部局と指定管理者の協議により安定した施設運営が継続されるよう望む。